

第30回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日(火) 午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 16名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
委員	1	緩利 哲治	委員	10	中島 準一
委員	2	林田 清光	委員	11	田村 正弘
委員	3	田畑 啓之助	委員	12	田井中 勲
委員	5	林 廣美	委員	13	福井 幸生
委員	6	伴 慎也	委員	15	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	16	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席4番 保井 章 委員
議席14番 今井 百合 委員
議席18番 西田 くみ子 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席7番 小倉 剛 委員
議席8番 松下 富男 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第137号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第140号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○広報編集委員会報告事項

○農業委員会制度検討委員会報告事項

○湖国女性農業委員・推進委員協議会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席4番保井章委員、議席14番今井百合委員、議席18番西田くみ子委員の3名で、遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席5番林廣美委員と、議席6番伴慎也委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第137号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号34について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第137号、整理番号34について説明します。議案書は2ページから、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地および白地農地です。

遠隔地のため農作業が困難であると考えていた譲渡人から、農業経営の充実を考えていた譲受人への、所有権移転についての申請です。譲受人は申請地にて水稻および野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号34については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

12月4日、譲受人立ち合いのもと、田中推進委員と現地確認をしました。周辺地域、また隣接する農地へは支障が生じることがないとみなし、問題なしと判断しました。また今回の売買により、譲受人は農業機械も充実されておられることから、農地の有効活用ができるものと考えます。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号36田中推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号36田中です。
現状、水稻耕作を行われている兼業農家です。何ら問題ないものと考えます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号34について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、3条調書、整理番号34については、許可とすることに決定いたします。
議案第137号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第138号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
4条調書、整理番号14について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第138号、整理番号14について説明します。議案書は4ページから、
参考図は3ページ、4ページ、土地利用計画図は5ページです。申請地は、都市計
画区域外の第3種農地です。
申請地を車庫、物置の敷地にするための申請です。計画によると、隣接の自宅に
附属する物置及び駐車場として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は
敷地内に設ける水路で集水し、用悪水路に放流されます。以上のことから転用によ
る周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同
意は得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号14については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

当案件については昭和53年に、申請者の父が母屋と物置兼車庫を建築されました。以後、平成15年ごろからしばらくの間留守にされていました。5年前に戻ってこられましたが、家族構成も変わり、また留守にしていたことで、家の痛みも進んだことから、新しく建て替えをされました。そうしたことで、もろもろの手続きの中で、申請地の2筆が農地転用できていないことが判明しました。

父がしたことはいえ、相続人であることから、農地法の遵守していなかったことを誠に申し訳なく思っていると申されており、今後はこうしたことのないよう気をつけると申されています。今般の申請について、お取り計らいをいただきたいと顛末書が添付されています。

なお排水については、1か所に雨水等を集水し、南側の排水溝に放出され、周辺への悪影響はありません。地元農業改良組合の同意も得られています。現地確認は12月1日に推進委員とともに行い、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号18箭田です。

12月1日に現地確認を行いました。農地利用最適化推進には何ら影響を及ぼすものではありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号14について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。

議案第138号については、以上であります。

- 議 長 続きまして、議案第139号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号41について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第139号、整理番号41について説明します。議案書は6ページから、参考図は6ページ、7ページ、土地利用計画図は8ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請内容は、庭、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、空き家を購入し、収益物件として利用する予定で、利便性の向上のために、宅地と一体的に庭、駐車場として利用されます。造成工事は整地、砕石敷き程度で、雨水排水は、敷地内自然浸透とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 5条調書、整理番号41については、議席4番保井委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 12月5日に現地確認をし、周囲に悪影響を及ぼさないと判断されるため、許可相当と思われれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号10奥村推進委員も欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 申請地は不耕作の畑で近隣の農地に影響もなく、また地元改良組合長の同意も得られております。許可相当と判断されます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号41について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号41については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号42について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号42について説明します。議案書は7ページ、参考図は9ページ、10ページ、土地利用計画図は11ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。

申請内容は、ガレージを目的とする、農地の売買です。計画によると、隣接の建築物でカフェの営業を行うための来客用バイク約50台分の駐車場として利用されます。アスファルト舗装をし、雨水排水は、道路側溝に放流されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および申請法人の代表者個人からの借入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号42については、議席7番小倉委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番小倉です。

11月16日、譲受人立ち合いのもと、谷川推進委員と現地確認し、申請内容について説明を受け、確認をしました。隣接する家屋では、ライダーズカフェを経営したいと申されており、現況は畑ですが、私の記憶では30年ほど前からすでに水稲作は行われておらず、屋敷畑として利用されておりました。また、譲渡人ですが、5年ほど前に地元を離れておられます。家屋についても昨年、空き家バンクに登録をされており、譲渡人が家屋と申請地の一帯を購入し、カフェを営営されます。地元区長、改良組合長も、空き家が有効に利用していただけるということで、地元としてもありがたいと喜んでおられます。周辺農地に影響はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号12谷川推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号12谷川です。

11月16日、譲受人から詳細説明を受けました。問題ないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号42について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号42については、許可とすることに決定いたします。

議 長 　続きまして、5条調書、整理番号43について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　整理番号43について説明します。議案書は7ページ、参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画図は14ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、統合認定こども園の用地整備を目的とする、農地の売買です。土地利用計画図には予定建築物、園庭および駐車場整備までの最終の利用計画を記載していますが、今回の申請は、用地整備までとなっています。申請に係る事業が、工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合には、申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められないことから、通常は許可できませんが、例外規定もあり、本申請のように地方公共団体が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するためのものである場合は、許可できないものからは除外されています。

なお、今回の申請地については、令和5年6月に造成工事を終え、引き続いて、令和6年4月の開園に向け、設置・運営事業者による建築工事を計画されています。事業者については、令和4年10月に内定済みで、協定締結作業中とのことです。

旧甲南町の南部エリアの3つの保育園を統合し、認定こども園を設置することから、土地の選定においては、当該エリアの中で、既存保育園や公共施設の周辺、また、市が所有する土地など、14か所の候補地から選定されています。この選定については、地域住民を主体として構成する「甲南地域認定こども園実施計画検討協議会」で統合園に求める項目を定めて、検討されました。浸水・土砂災害に対する安全性、統合園としての通園距離、アクセス道路の利便性及び安全性、保育に適し

た周辺環境、周辺環境に対する影響、必要面積の確保などの項目について検討された結果、他の候補地では、要望項目を満たさなかったことから、既存の甲南南保育園に近い当該地を、事業地として選定されました。申請地は第2種農地ですが、この地域の第3種農地や農地以外の土地において、要望項目を満たす土地はほかにはないことから、やむを得ないと判断しました。開発区域は農地3筆、5,710平方メートルと、開発区域中央を東から西に流れている用悪水路との合計5,935.82平方メートルです。なお、用悪水路については、用地整備の中で、開発区域内で水路付け替えを行われ、機能を維持されます。造成工事については、敷地全体的に盛土を行う計画で、道路擦り付け部以外の敷地周囲には擁壁を設置し、土砂の流出を防止されます。なお、用地整備の段階では最終計画地盤からは約20センチメートル程度下げたところまでの盛土の計画となっています。また、雨水排水は、敷地内に設置する水路で集水し、調整池から、用悪水路へ放流されます。汚水排水は公共下水道へ放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への土砂や排水の流出被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金および借入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法に基づく開発の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号43については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

もともと計画があった学校幼稚園保育園統合の計画の一つであるということです。遅ればせながらようやく甲南町の子ども園の位置が決まり、大変喜んでおります。個人的には甲南町の中央近くでなおかつ交通の便がよく、送迎時も混雑しないような場所がよいと考えておりました。用地整備について本申請の許可は妥当であると思しますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号35小林推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号35小林です。

申請地は、3名の方の水稻農地で、県道沿いを統合型認定子ども園の造成用地として譲受人が整備されます。集落が進める土地改良事業には該当せず、農地利用最適化推進には、支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号43について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号43については、許可相当とすることに決定いたします。
なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。

議 長 　続きまして、5条調書、整理番号44について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　整理番号44について説明します。議案書は8ページ、参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画図は17ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、貸駐車場を目的とする、農地の売買です。陶器製造販売を行う法人が事業規模を拡大するために、申請地の東にある工場を取得されましたが、従業員駐車場が不足するため、駐車場用地を必要とされていました。申請によると、譲受人が取得後、造成等の整備をした上で、従業員駐車場として法人に貸し出す計画となっており、譲受人と法人との連名でその旨を記載した覚書が添付されています。申請地は第2種農地ですが、用地選定の結果、工場周辺で、隣接する申請地のほかに代替地がなかったことから、やむを得ないと考えられます。造成工事については、全体的に10から20センチメートル程度の盛土の計画とされ、勾配をつけるところについては土砂が流出しない勾配での仕上げとされます。工場側からの進入路の整備においては、工場との間の水路の機能を損なわないようコルゲート管を入れる計画で、占用許可担当部署と協議されています。雨水排水については、自然浸透による処理計画となっています。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし

ていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号44については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

申請地は、数十年前より不耕作地として、放置されておりました。譲受人が申請に当たり、3年前よりこの農地について転用で交渉されておりましたが、相続等もできておらず、3年の月日が経ってようやく相続ができ、今回の申請に至りました。

申請地は両サイドに水路があるのですが、農地の高さが水路よりかなり高く、自然流下による取水ができないことで、長年放置されていたようです。今後も作り手がなく、申請に対して、何ら問題なく許可相当であると考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号42山本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号42山本です。

申請地は遊休農地の解消のため申請されました。特段問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号44について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号44については、許可とすることに決定いたします。

議案第139号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第140号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第140号について説明します。議案書は9ページからです。
今月の決定は4件で、借り手、貸し手および買い手、売り手と農用地の所在、面積、期間等は、12ページの利用権設定等の明細のとおりです。
10ページ、11ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権の設定の面積は12,647平方メートルです。次に、所有権移転の、面積は3,141平方メートルです。また、借り手、買い手の農地台帳による経営状況は、13ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第140号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第140号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第140号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は14ページ、参考図は18ページから20ページです。
今月は、農地法第5条の届出が4件です。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

- 議長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議長 続きますして、報告事項に入ります。
 まず、**報告事項1「専門委員会報告」**として、「**広報編集委員会**」から、福井委員長をお願いします。
- 福井委員長 ・第2回広報編集委員会の結果
- 議長 続きますして、「**農業委員会制度検討委員会**」から、小倉委員長をお願いします。
- 小倉委員長 ・第5回制度検討委員会の結果
- 議長 続きますして、**報告事項2「湖国女性農業委員・推進委員協議会報告事項」**から、奥村委員をお願いします。
- 奥村委員 ・「女性の農業委員・推進委員のための勉強会」報告
- 議長 続きますして、**報告事項3「事務局報告事項」**について、をお願いします。
- 事務局 ・経過と予定
 ・令和5年度総会開催日程
 ・農地利用集積計画に係る利用権設定期間満了報告
- 議長 報告事項は以上です。
 ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
- 議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____